

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資運用業者の業績連動給与について説明書類を公表する等、一定の要件を満たした場合に損金算入する特例が認められている。金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするため、グローバルな投資運用業者の業務運営方法等に照らして現行制度の適用要件の緩和が必要であることから、税制上の措置の拡充及び延長を求めるもの。</p>		
関係条文	法人税法第34条、租税特別措置法第66条の11の2		
減収見込額	<p>[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>専ら海外投資家を対象とする金融事業者に対する課税の特例を拡充・延長することで、金融事業者・高度金融人材の日本への参入を促進し、我が国の国際金融センターとしての地位を確立すること。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」において、「世界に開かれた国際金融センターの実現」が盛り込まれ、各種取組みが行われてきたところ。</p> <p>本特例の拡充・延長を通じて、金融事業者や高度金融人材の受け入れを加速させることは、国際金融センターとしての地位を確立するために必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	金融事業者に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	金融事業者や高度金融人材を呼び込むことを通じた国際金融センターの地位の確立に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。	

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	現時点で適用実績なし
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。
	前回要望時の 達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	令和3年度税制改正により制度創設	